



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項)	(取扱課室名)	ページ
○ 告示		
979 大規模小売店舗立地法による和歌山市から聴取した意見の概要	(商工振興課)	1
980 生活保護法による指定施術機関の廃止	(福祉保健総務課)	1
981 生活保護法による施術機関の指定	( " )	2
982 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定	(障害福祉課)	2
983 "	( " )	2
984 道路の区域変更	(道路保全課)	3
○ 教育委員会告示		
6 平成23年度和歌山県立中学校入学者募集要項		3
○ 選挙管理委員会告示		
*121 平成22年和歌山県選挙管理委員会告示第69号(個人演説会等の公営施設の指定)の一部 改正		3
○ 公告		
労働者委員の候補者の推薦	(労働政策課)	5

## 告 示

### 和歌山県告示第979号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定により和歌山市から聴取した意見の概要について、同法第8条第3項の規定により公告する。

平成22年10月8日

和歌山県知事 仁坂吉伸

#### 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) ニトリ岩出バイパス店

和歌山県和歌山市川辺字神ノ木193

#### 2 意見の概要

騒音規制法、振動規制法及び和歌山県公害防止条例を遵守し、周辺環境に極力影響を与えないよう努め、近隣からの騒音対策等の要望があれば、必要に応じて対策を講じてください。

また、出店に際しては地域雇用に努め、地域振興に貢献されるようご協力をお願いします。

#### 3 意見の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課(和歌山市小松原通一丁目1番地)

和歌山市まちづくり局まちおこし部まちおこし推進課(和歌山市七番丁23番地)

#### 4 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯

縦覧期間 平成22年10月8日から同年11月8日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

### 和歌山県告示第980号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条において準用する同法第49条の規定(中国残留邦人等の円

滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。)により指定した施術機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成22年10月8日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指 定 番 号	氏 名	名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
伊柔 1-43	妙中嘉三	妙中整骨院	橋本市高野口町名古屋745-90	平成 22.7.11

#### 和歌山県告示第981号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条において準用する同法第49条の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。)により施術機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成22年10月8日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指 定 番 号	氏 名	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
橋柔 20-22	坂口正敏	妙中整骨院	橋本市高野口町名古屋745-90	平成 22.7.12

#### 和歌山県告示第982号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定に基づき公示する。

平成22年10月8日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所 番 号	事業所の 名 称	事業所の所在地	障害福祉 サービス の 種 類	主たる対象 とする障害 種 別	事業者の 名 称	事業者の主たる 事務所の所在地	指 定 年 月 日	指 定 の 有 効 期 限
3012250 225	ケアステーション希望 のかけはし	田辺市天神崎18 -2	居宅介護 重度訪問介 護	身体障害者 知的障害者 精神障害者 障害児	合同会社希 望のかけは し	田辺市天神崎18 -2	平成 22.10.1	平成 28.9.30
3010120 743	喜成会ホームヘルプサ ービス太田	和歌山市太田23 1-5 岡三ビル2 F-B	居宅介護 重度訪問介 護	身体障害者 知的障害者 精神障害者 障害児	社会福祉法 人喜成会	和歌山市北野12 8番地	平成 22.10.1	平成 28.9.30

#### 和歌山県告示第983号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定に基づき公示する。

平成22年10月8日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所 番 号	事業所の 名 称	事業所の所在地	障害福祉 サービス の 種 類	主たる対象 とする障害 種 別	事業者の 名 称	事業者の主たる 事務所の所在地	指 定 年 月 日	指 定 の 有 効 期 限

3011700 501	つぼみ教室	紀の川市桃山町 市場633	児童デイサ ービス	障害児	社会福祉法 人桃郷	紀の川市桃山町 調月58-3	平成 22.10.1	平成 28.9.30
----------------	-------	------------------	--------------	-----	--------------	-------------------	---------------	---------------

**和歌山県告示第984号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成22年10月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 田辺龍神線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
田辺市湊字地下1073番55地先から同市湊字地下1112番1地先まで	旧	3.65 } 5.30	33.50	

**教育委員会告示**

**和歌山県教育委員会告示第6号**

平成23年度和歌山県立中学校入学者募集要項を定めたので、その関係書類を和歌山県教育庁学校教育局学校指導課及び各県立中学校に備え置いて縦覧に供する。

平成22年10月8日

和歌山県教育委員会委員長 宮 永 健 史

**選挙管理委員会告示**

**和歌山県選挙管理委員会告示第121号**

平成22年和歌山県選挙管理委員会告示第69号（個人演説会等の公営施設の指定）の一部を次のように改正する。

平成22年10月8日

和歌山県選挙管理委員会委員長 諸 木 良 介

表中	「	伊都郡九度山町大字丹生川580番地	丹生川老人憩の家玉川荘
		伊都郡九度山町大字九度山1190番地の1	九度山町ふるさとセンター
」	を	「 伊都郡九度山町大字丹生川580番地	丹生川老人憩の家玉川荘
		」	
」	に、	「 伊都郡高野町大字相ノ浦349番地	元高野町立高野山小学校相ノ浦分校
		」	

を	「	伊都郡高野町大字相ノ浦349番地	元高野町立高野山小学校相ノ浦分
	」	伊都郡高野町大字細川471番地	元高野町立白藤小学校
	」	伊都郡高野町大字細川198番地	元高野町立西細川小学校

校	に、	「	有田郡湯浅町大字湯浅1661番地1	北道老人憩の家
		」	有田郡湯浅町大字湯浅709番地2	北の町老人憩の家

を	「	有田郡湯浅町大字湯浅1661番地1	北道老人憩の家
	」		

に、	「	日高郡日高町高家630番地	日高町農村
	」	日高郡由良町大字神谷213番地	旧白崎中学
	」	日高郡由良町大字衣奈680番地	旧衣奈中学

環境改善センター 校 校	を	「	日高郡日高町高家630番地	日高
		」		

町農村環境改善センター	に、	「	東牟婁郡古座川町小川813番地
		」	

小川生活改善センター	を	「	東牟婁郡古座川町小川774番地1
		」	

小川総合センター	に、	「	東牟婁郡串本町串本617番地の7
		」	

袋地区コミュニティーセンター	を	「	東牟婁郡串本町串本617番地
		」	

の7	袋コミュニティーセンター	に、	「	東牟婁郡串本町須
			」	東牟婁郡串本町潮

江721番地の2	を	「	東牟婁郡串
岬360番地の1		」	東牟婁郡串

本町須江721番地の2	に、	「	須江コミュニティーセンター
本町潮岬360番地の1		」	潮岬平松コミュニティーセンター

東牟婁郡串本町高富485番地の3

高富地区集会施設

を 「 東牟婁郡串本町高富485番地の3、他1筆

高富地区集会所

に改める。

## 公 告

### 公 告

和歌山県労働委員会労働者委員の欠員に伴い、労働組合法（昭和24年法律第174号）第19条の12第3項の規定により補欠委員を任命するため、労働組合法施行令（昭和24年政令第231号）第21条第1項の規定により、労働者委員の候補者の推薦を求める。

平成22年10月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

#### 1 推薦資格を有する者

労働者委員の候補者を推薦する資格を有する者は、和歌山県内のみに組織を有し、かつ、労働組合法第2条及び第5条第2項の規定に適合する労働組合であることを和歌山県労働委員会が証明した労働組合とする。

#### 2 推薦される者の資格

労働者委員の候補者に推薦される者の資格については、特別の制限はないが、次の各号のいずれかに該当する者は、労働者委員となることはできない。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 国家公務員法（昭和22年法律第120号）、地方公務員法（昭和25年法律第261号）、国会法（昭和22年法律第79号）等の規定によって兼職禁止等の制限を受ける者

#### 3 推薦方法

労働組合は、別に定める推薦書に労働組合法第2条及び第5条第2項の規定に適合する旨の和歌山県労働委員会の証明書を添付し、提出すること。

#### 4 推薦書の提出期間

平成22年10月8日から同月22日までの午前9時から午後5時までとする。ただし、和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）に規定する休日を除く。

#### 5 推薦書提出先

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局労働政策課